

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
	第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 1階7番窓口	電話相談可(内線182、185)
	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	事前予約、電話相談可【☎(29)1401】
行政相談	18(木)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談のみ(内線182)
司法書士相談	16(火)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可。
人権なんでも相談	26(金)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	当日電話相談可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①2(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②25(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③20(土)、午前9時30分～11時30分、④3/2(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談可、要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、定員①④は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談可【☎(24)3700】
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 2階子ども未来室	要予約、電話相談可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 2階子ども未来室	電話相談可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所 2階子ども未来室	要予約、電話相談可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、カガリの郷、市役所 2階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 2階23番窓口	電話相談可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談可。
農業相談	5(金)、3/5(金)、午後1時～3時	市役所 4階農業委員会	事前予約可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	商工会館 2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	10(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館 2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による税務相談	12(金)、午後2時～4時	商工会館 2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所 1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186)、専門相談員による相談、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	24(水)、午後1時30分～4時	市役所 5階502会議室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	17(水)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	要予約、南河内地域若者サポートステーション【☎(26)9441】
労働相談	12(金)、午後2時～5時	市役所 1階市民相談室	当日電話相談可(内線187)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談可)。問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	15(月)、午後2時～5時	市役所 1階市民相談室	当日電話相談可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	25(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピィ(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 3階教育指導室	当日電話相談可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談
もの忘れ医療介護相談	3(水)、17(水)、3/3(水)、午後1時30分～2時、2時15分～2時45分	市役所 5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談



講座・催し

ズーム ZOOMで脳トレ&体操教室

ウェブ会議ツールZOOMを使って、自宅にいながら、簡単なレクリエーションや体操を楽しみませんか。

とき ①2月22日(月)、②26日(金)、いずれも午後1時～2時30分(全2回)

ところ ①NPO法人きんぎょうえび、②自宅

内容 ①ZOOMの使い方、②脳トレ&体操

対象者 65歳以上の人

定員 7人 **参加費** 無料

申し込み 2月8日(月)～、同きんぎょうえび [☎(29)0019] へ(申し込み先着順)

おれんじパートナー交流会

認知症ケアの情報交換や介護経験者の経験から、不安や悩み、困りごとの解決のヒントをみつけませんか。

とき 2月24日(水)、午後1時30分～3時

ところ すばるホール3階会議室2

対象者 認知症の人やその家族、認知症サポーター、地域で認知症ケアを進めていきたい人、認知症に関心のある人など

定員 18人(当日、直接会場へ)

※認知症の人が参加される場合は、事前にご連絡ください。

参加費 100円(お茶・お菓子代)

問い合わせ 井尻さん(おれんじパートナー事務局) [☎090(3996)0071]

物忘れ予防教室

とき 3月5日～26日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分(全4回)

ところ けあばる

内容 認知症に関する講義、認知症予防に役立つ運動や食事、音楽など

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 20人

参加費 無料

申し込み 2月23日(祝)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

ワンポイント!介護講習会

とき 2月25日(休)、午後2時～3時

ところ 中央公民館喜志分館(レインボーホール(市民会館)内)

内容 オムツ交換とポータブルトイレの取り扱いをテーマに、介護技術の習得をめざす

対象者 高齢者を介護する家族や介護に関心のある人など

定員 10人

参加費 無料 **持ち物** 飲み物

※動きやすい服装で参加してください。

申し込み 2月24日(水)までに、高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)



募集

経済センサス調査員を募集

本市では令和3年経済センサス調査員(4月～6月実施)を募集しています。調査件数に応じて報酬も支給されます。

対象者 20歳以上の人

申し込み 2月26日(金)までに、申込書に必要事項を記入し総務課(内線331)へ ※申込書は総務課で配布。市ウェブサイト(総務課のページ)からダウンロードもできます。



相談

ひきこもり相談窓口を実施しています

本市ではおおむね15歳～39歳までの人およびその家族を対象にひきこもり相談窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

とき・ところ 毎月第4木曜日=トピック(きらめき創造館)、3月・6月・9月・12月の第2火曜日=金剛連絡所、いずれも午後1時30分～2時、午後2時30分～4時

定員 各1人

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 生涯学習課 [☎(26)8056]

行政書士無料相談

とき 2月18日(休)、午後1時30分～4時30分

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 相続、遺言、成年後見制度、離婚、賃貸借・売買(不動産など)に関する相談

申し込み 濱田さん(行政書士会南大阪支部) [☎(50)1110] へ(日曜日を除く午前10時～午後6時)

特設無料法律相談

とき 3月8日(月)、午後1時～4時

ところ 金剛連絡所

内容 相続、離婚、不動産問題、労働問題など法律問題のトラブル

対象者 市内在住で、過去1年間に28ページ「今月の相談」の法律相談を受けていない人

定員 6人

申し込み 2月8日(月)～、都市魅力課(内線182)へ(申し込み先着順)

不動産に関する無料相談

「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」と「(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部」が連携し、不動産に関する無料相談を実施します。

とき 3月4日(木)、午後1時～4時

ところ 市役所1階市民相談室

内容 住宅の購入や賃貸マンションの契約など不動産を安全に取引するための事前相談

定員 6人

申し込み 2月8日(月)～3月3日(水)・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時に、「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」[☎072(958)3005] へ(申し込み先着順)





国民年金

確定申告には「社会保険料控除証明書」などが必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するには、1年間に納付した保険料額を証明する書類などの提出が義務付けられており、昨年1月1日～9月30日に納付した保険料の額を証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が、日本年金機構本部より昨年11月下旬に送付されています。

確定申告には、この証明書と10月1日～12月31日に納めたことを確認できる「領収書」などの添付が必要です。また、10月1日以降に初めて保険料を納めた人には、2月上旬に証明書が送付されます。

なお、本人の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を納付した場合も、その納付額全額が納付した人の控除対象となります（合算して申告する場合、配偶者、家族分の証明書も一緒に添付する必要があります）。

問い合わせ ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル）〔☎0570(003)004〕、IP電話からは〔☎03(6630)2525〕（3月15日（月）までの月～金曜日（祝日を除く、午前8時30分～午後7時）、2月13日（土）、3月13日（土）、午前9時30分～午後4時）、または天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

国民年金前納割引制度

国民年金保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。口座振替では、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や現金納付より割引額が多い「6カ月前納（4月～9月）」「1年前納（4月～翌年3月）」「2年前納（4月～翌々年3月）」があり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード払いで「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」をご利用の場合は、令和3年2月末までに申し込みが必要です。

また、社会保険料控除については、2年前納分の全額を納めた年に控除する方法か、各年に控除する方法のいずれかを選択していただけます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕



上下水道

水道管の冬支度はお済みですか

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。

次のような場合は特に注意してください。

- ・水道管がむき出しになっている
- ・水道管が家の北側にある
- ・水道管に風が強くと当たる
- ・低温注意報が発表されたとき

■凍結を防止するには

水道管や蛇口などを保温材・毛布などで包み、その上からビニールを巻き保護しましょう。

■水道管が凍ったときには

タオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。

■水道管が破裂したときには

止水栓を閉め、水を止めて修繕を申し込んでください。また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。※水道の修繕は、市指定給水装置工事事業者へ。

問い合わせ 水道工務課（内線257、295）



講座・催し

精神疾患を患った人の家族相談会に参加しませんか

一人で悩んでいませんか。他人に言えない悩みを家族同士で語り合い、支え合い、学び合い、回復する力をつけることをめざしています。気軽にご参加ください。

とき 毎月第2日曜日

ところ 総合福祉会館

対象者 こころのバランスを崩した家族を持つ人

参加費 無料

※開催日時や申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 佐野さん（市精神障がい者家族会）〔☎080(3814)6589・Eメール ooya7788@yahoo.co.jp〕へ

市ウェブサイトにはバナー広告を掲載しませんか

本市では、市民の皆さんの利便性の向上と、財源の確保に努めるため、市ウェブサイトにはバナー広告を掲載しています。

広告主を随時募集していますので、ぜひ企業や商品の宣伝、イメージアップに本市バナー広告の掲載をご検討ください。

※申し込み方法など詳しくは、市ウェブサイト（都市魅力課のページ）をご覧ください（右図のQRコードからもアクセスできます）。

問い合わせ 都市魅力課（内線326）



「平成31年度全国広報コンクール」読売新聞社賞受賞！

募集内容(抜粋)		
規 格	縦55ピクセル×横165ピクセル、40KB以内、Gif形式	
掲載場所・料金	トップページ	10,000円/月
	魅力発信観光ポータルサイト	5,000円/月
	大分類の各ページ	3,000円/月
掲載期間	原則3カ月単位	



税

市・府民税申告書の提出期限は3月15日(月)です

市・府民税は、令和3年1月1日現在、本市にお住まいの人に、前年中(令和2年1月1日～12月31日)の所得に基づき課税されます。

この申告は、市・府民税の課税、国民健康保険料・介護保険料などの算定の基礎となるほか、保育所入所や児童手当、福祉医療費などの申請、各種証明書の交付に必要な重要な手続きですので、期間内に申告してください。

◆市役所地下902・903会議室

とき 2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日は除く)、午前9時～午後5時30分

※ただし、2月21日(日)、28日(日)は開設しません。

◆金剛連絡所2階大ホール

とき 2月5日(金)、8日(月)～10日(水)、12日(金)、午前10時～午後4時

●郵送による申告をご利用ください

令和3年度分の市・府民税申告書からインターネットで作成ができるようになりました。作成した申告書を印刷したり、手書きで作成したりした申告書の内容を確認の上、必要書類を添付して郵送で提出することができます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、郵送による提出にご協力をお願いします。

※同システムには、市ウェブサイト(課税課のページ)からアクセスできます。

市・府民税申告が不要な人

- ①所得税の確定申告をする人
 - ②給与所得のみの人(給与支払者から市へ給与支払報告書が提出されない場合は申告が必要です)
 - ③公的年金に係る所得のみの人
- ※上記②③に該当する人でも、医療費

控除、寄付金控除、その他源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする場合は申告が必要です。

問い合わせ 課税課(内線111、112、117)

「償却資産(固定資産税)の申告」はお済みですか

償却資産とは、会社や個人事業主が事業に用いるために所有している構築物や機械、装置、車両や運搬具、工具、器具、備品などのことです。

令和3年1月1日現在、償却資産を所有している人は、申告が必要です。また、廃業・移転などで、すべての資産が減少した人も、減少の申告をお願いします。

申告書類は令和2年12月中に郵送していますが、手元に届いていないときや、事業開始により初めて申告される人はご連絡ください。

問い合わせ 課税課(内線114、115)

富田林税務署からのお知らせ～富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です～

開設期間 2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日は除く)、午前9時～午後4時

※ただし、2月21日(日)、28日(日)は開設しません。

ところ すばるホール(桜ヶ丘町2の8)4階銀河の間

持ち物 筆記用具、計算器具、関係書類や前年分の申告書の控えなど

○会場への入場には「入場整理券」が必要です

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、会場で当日配布しますが、国税庁LINE公式アカウントで事前発行もできます。事前発行の詳しい方法は、LINEで「入場整理券」を取得する方法をご覧ください。

※国税庁LINE公式アカウントには、右図のQRコードから「友だち追加」できます。※入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了したり、後日の来場をお願いしたりする場合があります。

○パソコンやスマートフォンでの申告をお願いします
申告書作成会場は、毎年大変混み合いますので、国



税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅などでの申告書の作成にご協力をお願いします。また、申告書を提出される場合は、郵送または富田林税務署窓口へ直接お持ちください。作成済みの申告書は、2月15日(月)以前でも提出できます。※「確定申告書等作成コーナー」には、右図のQRコードからアクセスできます。



○医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。※明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

○年金所得者の所得税の確定申告手続きが簡素化されています

公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告書の提出は不要です。ただし、この場合であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出することはできません。

※所得税の確定申告が不要な場合でも、市・府民税の申告が必要となる場合があります(上記「市・府民税申告書の提出期限は3月15日(月)です」を参照)。

問い合わせ 富田林税務署 ☎(24)3281